

平成26年度 第1回

勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会

1. あいさつ

会長・副会長の選出

2. 議 題

(1) 葛籠城跡地区重要遺跡確認調査について

(現地視察)

(2) その他

■日 時 平成27年1月26日(月) 13:30～

■会 場 鳥栖市役所 1階第2会議室

鳥 栖 市 教 育 委 員 会

勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会委員名簿

(敬称略)

氏名	専門分野	所属	備考
高尾 平良	地域史	鳥栖市文化財保護審議会会長	再任
市村 高男	中世史	高知大学教授	再任
林 重徳	土木工学	佐賀大学名誉教授	再任
薛 孝夫	植生誘導 森林生態	西日本短期大学教授	再任
岡本 均	環境設計	元西日本短期大学教授	再任
磯村 幸男	文化財行政	元文化庁主任調査官	再任
堀本 一繁	中世史	福岡市博物館学芸課主査	再任
才田 良美	地元代表	勝尾城史跡を守る会会長	再任
岡寺 良	考古学	九州歴史資料館技術主査	新任

○任期 平成26年7月1日～平成28年6月30日 (2年間)

1. 葛籠城跡地区の重要遺跡確認調査について

(1) 確認調査の目的

葛籠城跡地区の確認調査は、平成8年度及び16年度に実施しているが、主郭南東の谷部分についてはこれまで調査を行っていなかった。この地点は、天正14年(1586)年の合戦時に島津勢の予想侵入口として、筑紫方が防御施設を嚴重に構えた可能性が考えられる。

今回の確認調査の目的は、この地点の状況把握を行うとともに、遺構が検出された場合は、その保存方法も含めて将来の整備に反映させていくことである。

(2) 調査の計画

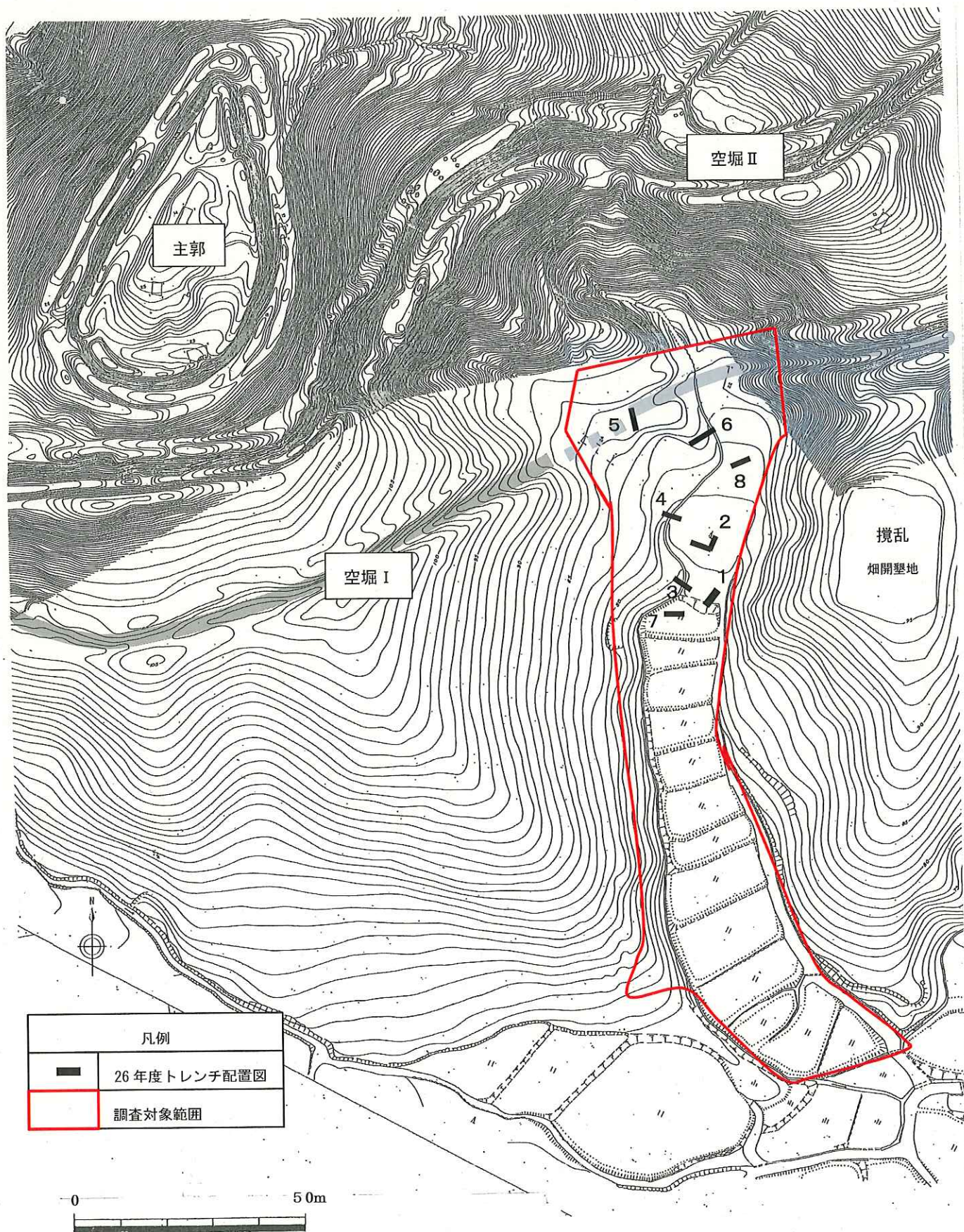
調査は平成26～27年度の2か年計画で行い、28年度に調査報告書を作成する。

年度	調査予定地	調査内容
26	主郭南西部の寄手の予想進入口部分	・土塁や柵列、木戸等の防御施設の有無。 ・空堀Ⅰの埋没状況の確認。
27	主郭南西部の空堀Ⅰ部分	・空堀の堀と土塁の延長推定部分の状況確認
28	確認調査報告書の作成及び刊行	

(3) 平成26年度の調査について

- ①期 間 平成26年11月4日～平成27年2月(予定)。
- ②目 的 葛籠城の寄手の予想侵入路と想定される区域にトレンチを設定して、遺構の有無とその状況の把握。また、これまで解明できなかった空堀Ⅰ(外側)の形状調査。
- ③試掘溝 8か所(10か所を予定)。

平成 26 年度 葛籠城跡 確認調査トレンチ配置図



④調査の概要

トレンチ No.	調査目的	調査内容
1	平場の確認及び遺構の確認	15 cm程度掘り下げると黄褐色土の整地面を確認。遺物は出土していない。なお、法面の一部から石組が検出したが、戦国期のものとは確認できていない。
2	平場の確認及び遺構の確認。	L字状にトレンチを設定。15 cm程度で掘り下げると整地面を確認。土鍋の破片1点（中世か？）出土した。
3	水路なのか葛籠城への進入路なのか判断するための確認。	基底部では多数の小石が堆積していた。状況から最近まで使用されていた水路と推測される。
4	水路なのか葛籠城への進入路なのか判断するための確認。	No.3 トレンチ同様の結果であった。なお、トレンチを延長し、No.2 トレンチで確認した整地面と同じ面から染付1点（破片）が出土した。
5	空堀Ⅰの構造確認。	堀の深さは約 1.8m。土塁については、小石を含む土で整地面を築造後、土を盛ったことが判明。
6	土塁から南へと延びる張り出した箇所が、自然地形なのか、人工物かの確認	自然地形（地山）を利用しつつ、整形を施していることが判明された。
7	谷部の堆積状況及び遺構の確認。	遺構・遺物は確認できなかった。
8	No.6 トレンチで確認した水路の延伸の確認。	現在、掘り下げ中のため、詳細は不明であるが。排水による土砂等が堆積され泥状を呈する。

写真 1



(1) 葛籠城跡の空堀 I 遠景 (南から) ※赤破線: 空堀 I の土塁線



(2) トレンチNo.5 調査状況 (空堀 I)

写真2



(3) トレンチNo.6 調査状況 (東から) ※赤破線：空堀 I の土塁線

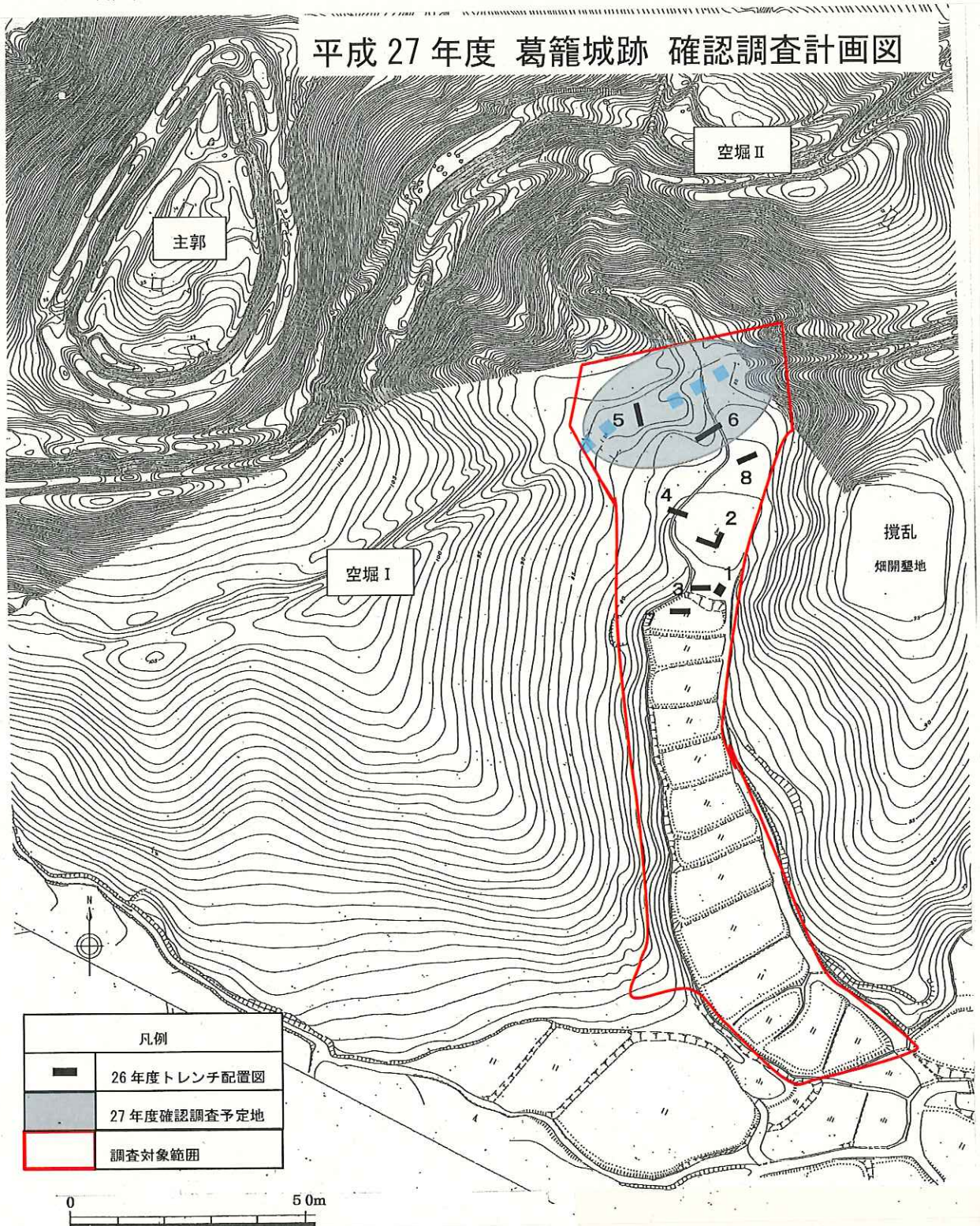


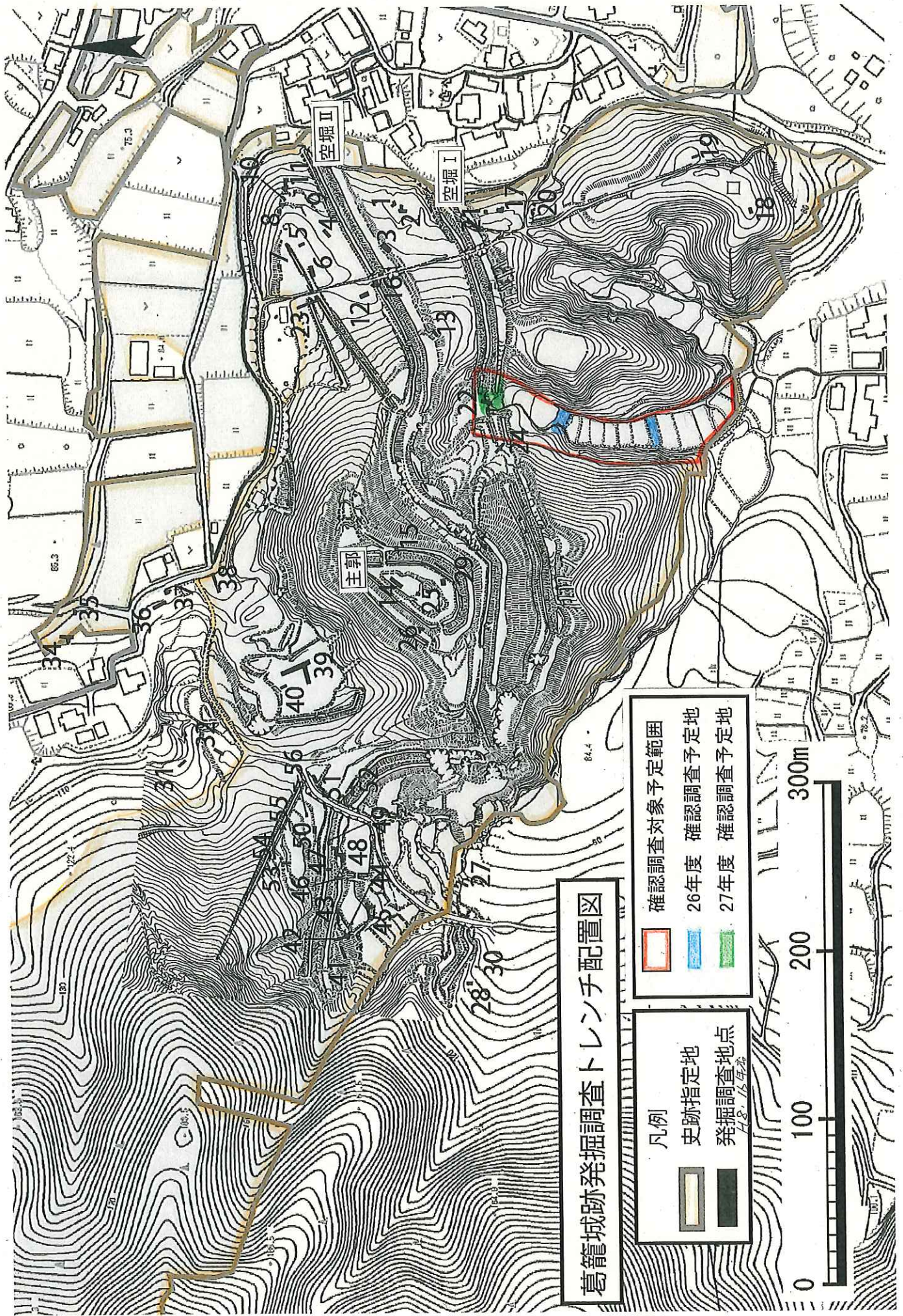
(4) トレンチNo.1 調査状況 (北から)

(3) 27年度の確認調査について

調査対象範囲としている主郭南西の谷部は、寄せ手側からみた葛籠城の正面口ともとれる重要地点であるが、調査対象地は以前より樹木や竹が生い茂り荒廃していたことや地権者等の関係から、調査を実施できなかった地点である。

27年度の調査予定地は、東西に延びる空堀Ⅰの延長推定部にあたる地点で、現況では土塁等の建造物の痕跡が認められない。そのため、後世の自然的あるいは人為的な地形改変の影響を受けている可能性が考えられることから、その状況の把握と解明を行うことを目的とする。



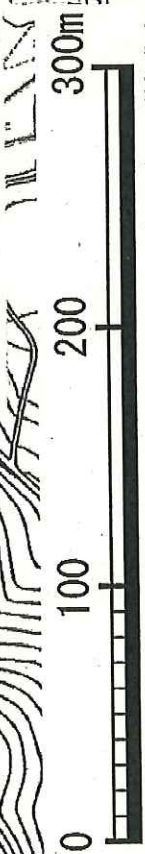


葛籠城跡発掘調査トレンチ配置図

凡例

- 史跡指定地
- 発掘調査地点

- 確認調査対象予定範囲
- 26年度 確認調査予定地
- 27年度 確認調査予定地



勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、勝尾城筑紫氏遺跡の調査、保存、整備計画について検討、協議、並びにその促進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は考古学・歴史学・環境整備その他の学識経験を有する者並びに地元代表のうちから鳥栖市教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。

(会並びに会長、副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

4 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席をもって開催する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、鳥栖市教育委員会教育長が召集する。

(臨時委員)

第6条 委員会に専門的な事項を調査研究させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の委嘱については、第3条第2項の規定を準用する。

3 臨時委員は専門的な事項の調査が終了したときをもって職を解くものとする。

(聴聞)

第7条 調査、保存、整備事業を推進するために必要に応じ、委員会に文化庁の職員及び佐賀県の職員を招聘、意見を聴くものとする。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、鳥栖市教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

附 則

この要綱は、平成6年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月19日から施行する。